

個答申第 13 号

「保有個人情報非訂正決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「栃木県管財課作成の平成○年○月○日付け復命書」（以下「本件復命書」という。）に記録されている保有個人情報について、非訂正決定を行ったことは、不当であるとはいえない。

第2 諮問事案の概要

異議申立人は、実施機関に対し、平成27年10月30日付けで栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定に基づき、本件復命書に記録されている保有個人情報について、「6 立ち会い結果」の「県有地の隣接者1名が法務局の立会に応じないため」を、削除又は「違法工作物の設置により」に書き換えすることを求める保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

実施機関は、本件訂正請求に対して、「当該文書は復命書であり、出張の内容及び結果を記載する文書である。また、訂正が求められている情報は、平成○年○月○日の境界立会い時の結果を記載したものであり、事実の誤りは認められないため」、平成27年11月30日付けで条例第30条第2項に基づき保有個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成28年1月14日付けで実施機関に異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

- (1) 訂正をしない理由の詳細説明を求める。
- (2) 本件処分を取り消し、本件復命書中の「県有地の隣接者1名が法務局の立会に応じないため」を削除又は「違法工作物の設置により」に書き換えすることを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、宇都宮地方法務局（以下「法務局」という。）による境界立会いには行っている。
- (2) 本件復命書は、記載日以前の事実経過をふまえた上で記載されておらず、過去の経過事実を確認することで、復命書記載の内容が管理部署の

責任の棚上げと責任転嫁によるもので、事実と相違していることが明確になる。

(3) 実施機関は、法務局の発言者への確認を行っておらず、事実の検証が正しく行われたとは言い難い。

(4) 事実は、「陳述のそご」であり、法務局の地図作成作業までに県有地に存する違法工作物の撤去を行い、正確な筆界決定の準備を求めてきた異議申立人と、違法工作物の撤去を行わず筆界を決定しようとしてきた栃木県の意見の相違である。

(5) 本件復命書が訂正されないことにより、異議申立人に以下の不利益や権利侵害が生じるおそれがある。

ア 本件復命書の記載内容を根拠として、実施機関が、違法工作物の設置を追認幫助していることを正当化し、実施機関の職務遂行が更に消極的になり、違法工作物の撤去が行われず、異議申立人の道路への通行自由権が阻害される権利侵害と、道路を自由に使用できない不利益が、更に継続することになる。

イ 異議申立人が行政に非協力であることを不実記録して固定化することは、実施機関の行政事務の執行に「予断」を与え、現在及び将来にわたり栃木県民としての不利益を被る不当な「住民差別」を受けることになる。

第4 実施機関の主張要旨

訂正決定等理由説明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の内容

本件訂正請求の対象となる保有個人情報に記載されている公文書は、復命書であり、出張の内容及び結果を記載する文書である。また、訂正が求められている情報は、平成〇年〇月〇日の境界立会い時の結果を記載したものであり、事実の誤りは認められないため、平成27年11月30日付けで本件処分を行った。

2 本件処分の理由

本件復命書は、宇都宮市〇〇地内の県有地に関し、法務局から不動産登記法第14条第1項地図作成作業に係る境界立会いの依頼があり、平成〇年〇月〇日に管財課職員2名が法務局職員と法務局委託業者とともに当該県有地に係る境界立会いを行い、管財課職員がその内容及び結果を上司に報告するために作成した文書である。

訂正が求められている情報は、県有地隣接者である異議申立人が県有地との境界確認の立会いに応じないことについて、管財課職員が法務局職員

又は法務局委託業者から説明を受けた内容を記載したものであり、当該復命書を作成した職員から聴き取りをしたところ、「法務局職員又は法務局委託業者から説明を受けた内容を記載した」との回答であり、記載内容は事実である。

また、異議申立人が立会いに応じていないことは、法務局以外に知り得ない事実であり、実施機関としては法務局職員又は法務局委託業者から境界立会いの場で聴く以外に知る方法はなく、「立会に応じない」と聴いたことは、事実であると認められる。

よって、本件訂正請求に係る保有個人情報については、事実の誤りは認められないため、本件処分を行ったことは妥当である。

第5 審査会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の訂正請求については、個人の権利利益の保護に欠けることがないよう、解釈、運用されなければならない。

当審査会は、このような基本的な考え方に基づき、本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の訂正を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 訂正請求制度について

訂正請求制度は、保有個人情報に事実の誤りがあることによって、本人に不利益や権利侵害が生じることを防止するために設けられたものである。

条例では、何人も、条例の規定により開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求できることとし、請求者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を、実施機関に対し提出し、又は提示しなければならないと規定している。

また、実施機関は、当該訂正請求に係る保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正の権限がないとき又はその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならないと規定している。

3 事実の誤りがあるか否かの判断について

訂正請求対象となる「事実」とは、氏名、住所等客観的に正誤を判断することができる事項をいい、「誤り」とは、個人情報を取り扱う事務の目的、内容、性質等から判断して、事実とされるべき個人情報の内容と実際に記録されている保有個人情報の内容が合致していないことをいうものと解すべきである。

実施機関は、請求者が提出又は提示した書類等に基づき、対象保有個人情報に事実の誤りがあるか否かを判断することとなるが、訂正請求制度が設けられた趣旨に鑑みれば、当該保有個人情報に事実の誤りがあることによつて本人に不利益や権利侵害が生じるおそれが明らかな場合には、その不利益や権利侵害の内容や程度によっては、実施機関自ら資料の探索及び収集を行い、対象保有個人情報に記録されるべき事実を究明するよう努める必要があるものと考えられる。

4 対象保有個人情報について

本件訂正請求に係る対象保有個人情報は、本件復命書に記録された情報であつて、その作成の目的、内容等は次のとおりである。

本件復命書は、平成〇年〇月〇日に実施機関の職員２名が、宇都宮市〇〇地内における境界立会いを行い、法務局職員又は法務局委託業者から聴取した内容及び立会いの結果を上司に報告するため、実施機関の職員が作成した文書であり、今後の業務遂行の参考及び実施機関内部における情報共有の観点等から、法務局職員又は法務局委託業者から聴取した内容を取捨選択し、かつその内容を要約して記録しているものと認められた。

5 本件異議申立てについて

ア 当審査会は、条例の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するために設置されているものであり、本件異議申立てにおいては、本件訂正請求に係る保有個人情報について、事実の誤りは認められないため、訂正しないとした実施機関の本件処分の妥当性を判断することが、当審査会の所掌する事務となる。

イ 異議申立人が主張する異議申立ての趣旨のうち、「第３の１(１)訂正をしない理由の詳細説明を求める。」については、実施機関に対して、本件復命書の記載事項について訂正をしない理由の説明を求めるものであり、当審査会の所掌事務の範囲外であることは明らかである。

ウ したがって、本件異議申立てについては、上記アの所掌事務に照らし、異議申立ての趣旨のうち、第３の１(２)に係る実施機関が行った本件処分の妥当性について、検討することとする。

6 具体的な判断

(1) 本件復命書について

異議申立人は、法務局による境界立会いに応じたと主張して、追加の意見書を提出しており、この意見書から、異議申立人が法務局の立会いに応じていたことは推測できるものの、本件処分の対象となる保有個人情報、実施機関の職員が、法務局職員又は法務局委託業者から聴取した内容を取捨選択し、かつその内容を要約して記録したものであることに照らすと、実施機関の職員が、立会日当日に法務局職員又は法務局委託業者から説明を受けた内容が記録されていれば、本件復命書には事実の誤りはないものと判断されることになる。

本件諮問事案における個人情報を取り扱う事務の目的等を踏まえて判断すると、「異議申立人が立会いに応じていないことは、法務局以外に知り得ない事実であり、実施機関としては法務局職員又は法務局委託業者から境界立会いの場で聴く以外に知る方法はなく、「立会に応じない」と聴いたことは、事実であると認められる」と判断した実施機関の主張は不適切とまではいえず、異議申立人が提出した資料は、実施機関の職員が法務局職員又は法務局委託業者から説明を受けた内容と復命書に記録されている内容が合致していないことを立証するものとは認められない。

したがって、異議申立人の主張及び異議申立人が提出した意見書から、本件訂正請求に係る保有個人情報に事実の誤りがあるものと認めるには至らない。

(2) 非訂正決定による不利益等の有無について

本件処分によって生じるおそれがある不利益及び権利侵害について、異議申立人は、口頭意見陳述において、本件復命書の記録内容を根拠として、実施機関の職務遂行が消極的になること及び異議申立人が行政に非協力であることを固定化し、行政事務の執行に予断を与え、現在及び将来にわたり不当な住民差別を受けることになることを主張している。

しかしながら、本件復命書は、実施機関の職員が平成〇年〇月〇日の境界立会いの内容及びその結果を上司に報告するために作成した文書であり、もっぱら実施機関内部での記録にとどまるものであって、異議申立人の権利利益を決定し、又は左右する性質のものではない。

また、本件復命書には、「県有地の隣接者1名が法務局の立会に応じないため」と記録されているにすぎず、「隣接者1名」の具体的な名前や「立会に応じない理由」は記録されていないことから、客観的に見て、復命書の記録内容によって、実施機関の職務遂行が消極的になることや住民差別を助長することに直結するものとは認められない。

以上のことを勘案すると、復命書作成の目的等に照らして、本件復命書を訂正しないことにより、異議申立人に重大な不利益や権利侵害が生じるおそれが明らかであるとは認められない。

したがって、実施機関が、法務局に事実確認を行うなど、さらなる資料の探索及び収集を行うことなく、本件処分をしたことは不適切とまではいえないものと認められる。

(3) 実施機関による非訂正決定の妥当性について

上記のとおり、本件復命書に事実の誤りがあると認められないことから、実施機関が本件訂正請求に係る保有個人情報について非訂正決定を行ったことは不当であるとはいえない。

7 結論

以上のことから、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 1 月 25 日	・実施機関から諮問書を受理
平成 28 年 2 月 26 日	・実施機関から訂正決定等理由説明書を受理
平成 28 年 3 月 15 日	・異議申立人から訂正決定等理由説明書に対する意見書を受理
平成 28 年 5 月 26 日 (第 1 回審査会第 2 部会)	・事務局から経過概要等の説明 ・審議
平成 28 年 6 月 22 日 (第 2 回審査会第 2 部会)	・異議申立人の口頭意見陳述 ・実施機関の意見聴取 ・審議
平成 28 年 6 月 24 日	・異議申立人から追加提出された意見書を受理
平成 28 年 7 月 27 日 (第 3 回審査会第 2 部会)	・審議

※本諮問事案は、栃木県個人情報保護審議会にされた諮問について、栃木県行政不服審査会条例（平成 28 年栃木県条例第 10 号）附則第 7 条の規定に基づき栃木県行政不服審査会にされた諮問とみなされたことにより、当審査会が処理を行ったものである。

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏名	職業	備考
荒川 勉	元県民生活部長	部会長職務代理者
飯島 一彦	株式会社下野新聞社取締役主筆	平成28年6月20日 から審議参加
菊池 昌彦	株式会社とちぎテレビ常務取締役	平成28年6月17日 まで審議参加
平山 真理	白鷗大学教授	部会長
安田 真道	弁護士	

(五十音順)